

事 務 連 絡  
令和6年2月2日

各都道府県 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

令和6年能登半島地震による被災者に係る利用料の取扱いにおける  
国保連システムの対応について

標記については、「令和6年能登半島地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(令和6年1月9日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡)により、障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者に対する利用料の支払い猶予に関する取扱いについて周知したところである。

この取扱いに関しては、「令和6年能登半島地震に伴う介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて(令和6年1月サービス提供分)」(令和6年2月2日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)においてお示しているが、国保連システムの詳細な対応については、障害福祉サービス事業者等における確認及び障害福祉報酬の請求等が円滑に行われるよう、別添のとおりとするので遺漏なきよう取り計らわれない。

また、都道府県におかれては、管内市町村及び事業所、国民健康保険団体連合会に周知されたい。

## 1. 国保連システムに係る受給者情報について

障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者に対しては「令和6年能登半島地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(令和6年1月9日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡)により、利用料の支払いを免除できるものとしたが、その場合、市町村においては、免除対象とした受給者について「給付費等の額の特例情報」を設定した受給者異動連絡票情報(基本情報)(障害児支援の場合は、障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報))(以下「受給者情報」という。)を作成し、当該データを国保連へ送付すること。

また、利用料免除が適用終了となった場合には、当該受給者について「給付費等の額の特例情報」が該当しなくなった受給者情報を作成し、当該データを国保連へ送付すること。

なお、上記2点の情報が送付されていない場合、「3. 国保連システムで発生するエラーについて」に記載のエラーが発生するためご留意いただきたい。受給者情報の設定方法は、別紙1を参照すること。

## 2. 障害福祉サービス事業所等の請求について

利用料の支払いを猶予された者に対する介護給付費等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の利用者負担額②に0と記載して請求すること。利用料の支払いを猶予した場合の給付費明細書の記載方法は、別紙2を参照すること。

## 3. 国保連システムで発生するエラーについて

エラーコード	エラー内容
EG79	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EG80	資格:障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EG81	資格:障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EN21	資格:請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません
EN24	資格:請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません
EN25	資格:請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が受給者台帳の給付費等の額の特例情報「都道府県等が定める額」と一致していません
EN29	資格:請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」に応じた値と一致していません

## 災害等の特例が適用となった場合の受給者情報の設定について(1/2)

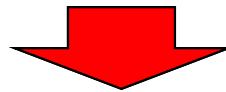
災害等の特例(法第31条(※1))を適用した場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)(※2)は以下のとおり設定する。

※1 児童福祉法については、「法第21条の5の11」、または「法第24条の5」。

※2 障害児の場合、「受給者異動連絡票情報(基本)」は、「障害児支援受給者異動連絡票情報(基本)」に置き換える。

### 【現在の受給者台帳情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額有効期間(開始年月日)	利用者負担上限月額有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20230701	1:新規	999999	9911111111	...	37200	20230701	20240630	1:無し	-	-	-



### 【送付する異動連絡票情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理有効期間(開始年月日)	利用者負担上限額管理有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20240101	2:変更	999999	9911111111	...	37200	20230701	20240630	2:有り	0	20240101	20240430

・障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者について、利用者の支払いを免除(報酬の10割を給付)する場合、受給者情報の「市町村が定める額の適用有無」を「2:有り」とし、「市町村が定める額」に免除後の利用者負担額(0)を設定する。

・「市町村が定める額の有効期間(開始年月日及び終了年月日)」には、災害等特例が適用される期間を設定する。なお、開始年月日および終了年月日が月途中であっても、システム上、1月単位での「市町村が定める額」とする。

※利用者負担上限月額について、変更する必要はない。

## 災害等の特例が適用となった場合の受給者情報の設定について(2/2)

災害等の特例(法第31条(※1))が適用終了となる場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)(※2)は以下のとおり設定する。

※1、※2 1/2に記載のとおり。

### 【現在の受給者台帳情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額有効期間(開始年月日)	利用者負担上限月額有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20230701	1:新規	999999	9911111111	...	37200	20230701	20240630	1:無し	—	—	—
20240101	2:変更	999999	9911111111	...	37200	20230701	20240630	2:有り	0	20240101	20240430



### 【送付する異動連絡票情報(基本情報)】

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報				給付費等の額の特例情報			
				...	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理有効期間(開始年月日)	利用者負担上限額管理有効期間(終了年月日)	市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)
20240501	2:変更	999999	9911111111	...	37200	20230701	20240630	1:無し	—	—	—

・「市町村が定める額の有効期間(終了年月日)」の翌月において、「市町村が定める額の適用有無」を「1. 無し」に設定する。

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号 1 2 3 4 5 6
助成自治体番号

令和 0 6 年 0 1 月 分

受給者証番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
支給決定障害者等氏名 厚生 太郎
支給決定に係る障害児氏名

指定事業所番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
事業者及びその事業所の名称 居宅介護サービス事業所
地域区分 他
就労継続 無し

利用者負担上限月額 ① 3 7 2 0 0

就労継続支援(仮)に主徴死対象

利用者負担上限額は、利用者負担の支払いが猶予された場合であっても変更しない。

利用者負担上限額 管理事業所 指定事業所番号 事業所名称

サービス種別 1 1 開始年月日 令和 0 5 年 0 7 月 0 1 日 終了年月日 令和 年 月 日 利用日数 2 6 入院日数

給付費明細欄 Table with columns: サービス内容, サービスコード, 単位数, 回数, サービス単位数, 概要

請求額集計欄 Table with columns: サービス種類コード, サービス利用日数, 給付単位数, 単位数単価, 総費用額, 1割相当額, 利用者負担額②, 上限月額調整, 事業者減免, 調整後利用者負担額, 上限額管理後利用者負担額, 決定利用者負担額, 請求額, 給付費, 自治体助成分請求額

利用者負担の支払いが猶予された者については、「請求額集計欄」の利用者負担額②に「0」と記載する。

特定障害者特別給付費 算定日額 日数 給付費請求額 実費算定額

1 枚中 1 枚目